

熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項

平成20年3月31日熊本県告示第280号

(目的)

第1条 この要項は熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱（以下「要綱」という。）第2条に基づき、熊本県知事が行う光化学スモッグに係る緊急時の措置について、その円滑かつ効果的な実施を図り、県民等の健康被害を未然に防止するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(測定)

第2条 光化学オキシダントの大気中における含有率の1時間値（以下「濃度」という。）の算定は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）第18条の規定による。
2 前項の算定は、県内に設置されている大気汚染常時監視測定局（以下「測定局」という。）又は大気環境測定車によって行う。

(気象情報の収集)

第3条 緊急時の措置に関し必要な気象情報は、熊本地方気象台等から収集する。

(特定工場)

第4条 この要項において「特定工場」とは、別表1に掲げる工場又は事業場をいう。

(注意報等の発令)

第5条 光化学オキシダントの濃度が別表2の発令基準に達し、気象条件等から見て当該状態が継続すると認められるときは、当該欄に対応する発令呼称の欄に掲げる予報、注意報、警報又は重大警報（以下「注意報等」という。）を発令する。
2 発令地域は別表3のとおりとする。

(注意報等発令時の措置)

第6条 注意報等の発令時の措置は、別表2に掲げるとおりとする。

(注意報等の解除)

第7条 第5条に定める注意報等が発令した後、光化学オキシダントの濃度が別表2の発令基準を下回り、細則に定める要件に該当した場合において、気象条件等から見て濃度が更に減少すると認められるときは、当該注意報等を解除し、又は変更する。

(周知等の方法)

第8条 予報の発令又は解除は、別表2の周知対象に対して、次の事項をファクシミリ、電子メール等により速やかに周知することによって行う。

- (1) 発令呼称
- (2) 発令地域
- (3) 発令（解除）時刻
- (4) 措置内容
- (5) 大気汚染の状況

2 注意報等（予報を除く。）の発令又は解除は、別表2の周知対象に対して、前項各号に掲げる事項をテレビ、ラジオ、インターネット、ファクシミリ、電子メール等により速やかに周知することによって行う。

- 3 前項の周知を行うに当たっては、関係市町村長及び報道機関等に対し、必要な協力を求める。
- 4 光化学スモッグ重大警報を発令したときは、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合には、熊本県公安委員会に対し道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条の2第1項の規定による措置をとるべきことを要請する。

（削減措置及び報告）

- 第9条 特定工場に対する緊急時の措置をとるにあたっては、あらかじめ燃料使用量等の削減措置に関する計画（以下「削減計画」という。）を届け出るよう協力を求める。これを変更又は廃止する場合も同様とする。
- 2 特定工場が削減計画に基づき削減措置を実施したときは、直ちに連絡するよう求める。
 - 3 緊急時の措置を解除したときは、特定工場に速やかに削減実施報告書を提出するよう求める。

（立入検査）

- 第10条 光化学スモッグ重大警報の発令時においては、特定工場が行う削減措置の実施状況を確認するため、その職員に、特定工場に立ち入りばい煙発生施設その他の物件を検査させることができる。

（相談窓口の設置）

- 第11条 注意報等が発令した場合は、光化学スモッグによる健康被害の状況等を把握するため、相談窓口を設置する。

（雑 則）

- 第12条 この要項に定めるもののほか、緊急時の措置の実施に関し必要な事項は細則に定める。

附 則

この要項は平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月5日告示第791号）

この要項は、平成20年10月6日から施行する

附 則（平成20年5月19日告示第487号）

この要項は、平成21年6月1日から施行する

附 則（平成22年3月19日告示第281号）

この要項は、平成22年3月23日から施行する

附 則（平成24年3月6日告示第248号）

この要項は、平成24年4月1日から施行する

附 則（平成27年2月24日告示第160号）

この要項は、平成27年3月2日から施行する

附 則（平成31年（2019年）3月19日告示第239号）

この要項は、平成31年4月1日から施行する

附 則（令和3年（2021年）6月25日告示第573号）

この要項は、令和3年4月1日から施行する

別表 1 (第 4 条関係)

ばい煙に係る特定工場	ばい煙発生施設から排出される湿りガス量の総排出量が、定格能力において、温度が摂氏零度であって圧力が 1 気圧の状態に換算して毎時 4 万立方メートル以上となる工場又は事業場
揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）に係る特定工場	VOC 排出施設が設置されている工場又は事業場

備考

- 1 ばい煙発生施設は、法第 2 条第 2 項及び熊本県生活環境の保全等に関する条例第 7 条第 2 項に規定するばい煙発生施設をいう。
- 2 VOC 排出施設は、法第 2 条第 5 項に規定する VOC 排出施設をいう。

別表2（第5条、第6条、第7条、第8条関係）

発令呼称	発令基準	周知対象	措置
光化学スモッグ予報	大気中の光化学オキシダント濃度の1時間値（以下「1時間値」という。）が0.1ppm以上となり、0.12ppmに達するおそれがある場合	市町村、関係機関、特定工場及び報道	<ul style="list-style-type: none"> 市町村及び関係機関に、注意報の発令に備えた準備を要請 ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量（通常量。以下同じ。）及びVOCに係る特定工場のVOC排出量の削減準備を要請
光化学スモッグ注意報	1時間値が0.12ppm以上になった場合	市町村、関係機関、特定工場、報道及び県民等	<ul style="list-style-type: none"> 屋外活動の自粛及び自動車運行の自粛を要請 ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量及びVOCに係る特定工場のVOC排出量を削減するよう協力を要請
光化学スモッグ警報	1時間値が0.24ppm以上になった場合		<ul style="list-style-type: none"> 屋外活動の自粛及び自動車運行の自粛を要請 ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量及びVOCに係る特定工場のVOC排出量を原則として20%削減するよう勧告
光化学スモッグ重大警報	1時間値が0.4ppm以上になった場合		<ul style="list-style-type: none"> 屋外活動の自粛及び自動車運行の自粛を要請 ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量及びVOCに係る特定工場のVOC排出量を原則として40%削減するよう命令

備考 関係機関については細則に定める。

別表3（第5条関係）

測定局	発令地域	発令地域の範囲
荒尾運動公園	荒尾地域	荒尾市、南関町、長洲町、和水町
有明保健所	玉名地域	玉名市、玉東町
山鹿健康福祉センター	山鹿市地域	山鹿市
菊池市役所 大津町引水	菊池地域	菊池市、合志市、大津町
阿蘇保健所	阿蘇地域	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村
北区役所 楡木 秋津 京町	熊本市北・中央・東区・菊陽地域	熊本市北区、熊本市中央区、熊本市東区、菊陽町
中島 城南町	熊本市西・南区・嘉島地域	熊本市西区、熊本市南区、嘉島町
益城町保健福祉センター	益城西原地域	西原村、益城町
宇土運動公園	宇城地域	宇土市、宇城市
甲佐町岩下	上益城地域	美里町、御船町、甲佐町、山都町
八代東高校	八代地域	八代市、氷川町
小田浦公民館	芦北町地域	芦北町
水俣保健所	水俣地域	水俣市、津奈木町
人吉保健所	人吉・球磨地域	人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
上天草市合津	上天草市地域	上天草市
天草保健所 苓北志岐 河浦 苓北木場	天草地域	天草市、苓北町